

(参考①)

契約に際しては、本契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定及び支払の方法等については、落札業者と個別協議の上、落札業者の電気契約要綱等に応じて、条文等の詳細を決定することとします。

契 約 書（案）

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇〇（落札者）（以下「乙」という。）は、岡山県工業技術センターで使用する電気の需給について、おのおの対等な立場における合意に基づき次の条項により電気需給契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、岡山県工業技術センターにおいて使用する電気を需要に応じて継続して安定供給し、甲は、乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約単価）

第2条 電気料金は、基本料金及び電力量料金、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金で構成し、基本料金及び電力量料金の算定の基礎となる契約単価は、それぞれ次のとおりとする。この場合において、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款（第4項において「電気最終保障供給約款」という）によるものとする。

料 金 種 別	契 約 単 価	
基 本 料 金	〇〇〇〇円／kW・月	
電力量料金	夏季料金（7月1日から9月30日まで）	〇〇〇〇円／kWh
	その他季料金（夏季以外）	〇〇〇〇円／kWh

（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 次条第1項第2号の期間の中途に中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給約款及びその他の供給条件等の変更又は法令の制定若しくは改廃により乙が電気需給約款を変更した場合は、電気料金その他の条件は変更後の電気需給約款により、書面をもって見直しについて協議することができるものとする。

3 甲又は乙は、次条第1項第2号の期間の途中で乙が電気需給約款を変更することにより電気料金の改定を行った場合には、書面をもって第1項に規定する契約単価（以下「契約単価」という。）の見直しについて協議することができるものとする。

4 甲又は乙は、次条第1項第2号の期間の途中で電気最終保障供給約款に定める燃料費等調整額の算定に係る事項が改定される場合には、書面をもって第1項の規定の見直しについて協議することができるものとする。

（供給場所及び供給期間）

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

（1）場所 別添仕様書のとおり

（2）期間 令和8年12月1日午前0時から令和11年11月30日午後12時まで

2 前項の規定にかかわらず、令和9年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

(契約保証金)

第4条 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(契約電力)

第7条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを行うものとする。

2 甲は、前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合、遅滞なく乙と協議の上、契約電力を適正なものに変更するものとする。

(計量及び検査)

第8条 乙は、原則として毎月1日に使用電力量等を計量し、その結果について甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定期間は毎月1日午前0時から末日午後12時とし、計量器に記録される甲が使用した電力量及び最大需要電力等の数値により、料金の算定を行う。

(電気料金の支払)

第10条 乙は第8条の規定により使用電力量等を計量し、検査を終了したときは、甲に対し、月ごとに電気料金を甲に対し適法な請求書により請求するものとする。

2 前項に規定する電気料金は、次の各号に掲げる金額の合計金額とする。この場合において、使用電力量に端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、電気料金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本料金は、契約電力に契約単価を乗じて得た額(力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額)

(2) 電力量料金は、使用電力量に契約単価を乗じて得た額(燃料費等調整を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額)

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金

(電気料金の支払方法)

第11条 乙は、前条の規定により算定した電気料金を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、乙が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

2 甲が、自己の責めに帰すべき事由により、前項に規定する期間内に電気料金を支払わないときは、遅延した日数に応じ、支払金額に対し年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで電気の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めたとき。

3 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員が暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。
- (3) 役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (4) 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

第 14 条 前 2 条の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、天災その他不可抗力の原因又は第 12 条第 1 項第 2 号の規定によらないで本契約が解除された場合は、乙は、契約解除後の残期間に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しな

なければならない。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を書面により甲に通知することによって、本契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(談合等不正行為に伴う契約の解除)

第 16 条 甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による措置命令、又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙の役員又は使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑に処せられたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(契約解除の通知)

第 17 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(賠償の予約)

第 18 条 乙は、第 16 条第 1 項の規定に該当する場合は、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、第 3 条に規定する供給期間に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の 100 分の 20 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の終了後においても、同様とする。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の徴収)

第 19 条 乙がこの契約に基づく、違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年 9.05 パーセントの率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

2 乙に対して、甲が支払う契約金又は契約保証金の還付金があるときは、違約金等と相殺し、なお不足があるときは、乙はその不足額を追徴する。

(契約の費用)

第 20 条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

(機密の保持)

第 21 条 甲並びに乙及びその使用人は、この契約の締結及び履行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後も、同様とする。

(協議)

第 22 条 この契約に定めのない事項は、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約にかかる訴訟の提起又は調停の申立てについては、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区芳賀 5 3 0 1
岡山県
岡山県工業技術センター所長 窪田 真一郎

乙